

「磐田市チーム」が大会11年連続入賞！ 記録更新！市町対抗駅伝で2年連続5位入賞

☎スポーツ振興課（本庁舎2階） ☎ 0538-37-4832 FAX 0538-37-5034



第18回静岡県市町対抗駅伝競走大会が12月2日(土)に開催されました。磐田市チームは過去最高タイムの2時間14分21秒でフィニッシュし、2年連続5位入賞を果たしました。また11年連続入賞という素晴らしい結果を残しました。

磐田の4選手が選手宣誓

静岡市のこのはなアリーナで行われた開会式では、県内35市町39チームを代表して、竹村俊選手、蜂須賀来奈選手、鈴木海登選手、伊藤姫来選手の4人が宣誓を行いました。



1区を快走する田中選手



小学生による選手宣誓



襷をつなぐ磐田市チーム



応援を受け、走る竹村選手



区間新記録を樹立した上杉選手



見事5位でフィニッシュ

「代表選手としての誇りを持ち、みんなでつなぐ1本の襷にふるさとへの思いを込め、最後まで走り抜きます」と元気いっぱい宣誓しました。

チーム全員でつかんだ5位

磐田市チームは、1区田中ひかる選手の軽快な走り出し、4区鈴木麗鈴選手の4人抜き、11区上杉綾選手の区間新記録など、選手一人一人が自分の力を出し切りました。最後は、全員で繋いだ襷を託されたアンカー古田尚太郎選手が見事5位でフィニッシュしました。

区間新記録を樹立した上杉選手は「7位で襷を受け、順位を2つ上げることができましたがその後、前を走るランナーに追い付くことができず悔しかったです。区間新記録は初めから狙っていたので、樹立できてうれしかったです」と話しました。

松本寿夫監督は「選手、コーチ、スタッフなどチーム全体の力によってタイムを縮め、過去最高の結果を得ることができました。みんな本当に頑張ってくれたと思います」と大会を振り返りました。

▼磐田市チームの区間と通過順位

区間	選手	所属	通過順位
第1区	田中 ひかる	常葉大菊川高3年	8位
第2区	竹村 俊	中部小6年	8位
第3区	蜂須賀 来奈	富士見小6年	8位
第4区	鈴木 麗鈴	常葉大菊川高3年	4位
第5区	鈴木 創士	浜松日体高2年	4位
第6区	柴田 貴行	スズキ(株)二輪	7位
第7区	鈴木 創太	浜松日体中3年	6位
第8区	鈴木 優花	竜洋中2年	6位
第9区	鈴木 海登	青城小5年	6位
第10区	中村 真悠子	(株)セレスポ	7位
第11区	上杉 綾	浜松日体高3年	5位
第12区	古田 尚太郎	国士舘大3年	5位



～マイナンバーカードで便利に～ マイナンバーカードを申請しませんか

☎市民課（本庁舎 1 階） ☎ 0538-37-4816 FAX 0538-37-2871

初回無料！



裏



表

マイナンバーが
記載されています

マイナンバーカード1枚で手続き簡単
マイナンバーカードは、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書として、市役所や銀行などの窓口で利用できます。カード裏面には、マイナンバーが記載されています。銀行の手続きの際などに必要な身分証明書とマイナンバーの提示が1枚のカードで済みます。
初回の申請は無料です。通常、申請から1カ月程度でカードを取得できます。

通知カード

マイナンバーカードの申請書



2次元バーコード
を利用したオンライン申請も可能です



※現在の住所・氏名が申請書の記載内容と異なる方は、申請書の再交付が必要です

マイナンバーカードの申請方法
マイナンバーカードの申請書は、通知カードと同じ封筒で送付しています（左図参照）。顔写真をご用意いただき、郵送で申請書を送付する方法やパソコン・スマートフォンでマイナンバー総合サイト（<http://net.kojinbango-card.go.jp>）から申請する方法があります。
マイナンバーカードの申請書を紛失した場合でも、簡単に申請書を再発行することができます。再発行を希望する本人もしくは同一世帯の方は、市民課または各支所市民生活課へ来庁者の運転免許証などの身分証明書を持参してください。不明な点は、市民課マイナンバー交付窓口へお問い合わせください。

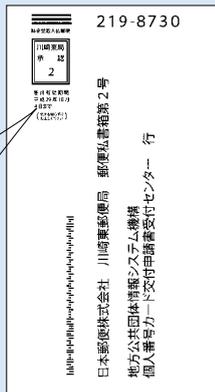
マイナンバー交付窓口で簡単申請
市民課マイナンバー交付窓口では、マイナンバーカードの顔写真を撮影し、オンラインでの申請をお手伝いします。所要時間は5～10分です。本人が来庁の上、公的な顔写真身分証明書1点、顔写真付きでなければ

封筒の差出有効期限

マイナンバー通知カードと同封されていたマイナンバーカード申請用封筒の差出有効期間が、平成29年10月4日から平成31年5月31日まで延長されました。郵便でマイナンバーカードを申請する場合は、同封筒の有効期間を書き替えることなくそのままご利用いただけます。

証明書2点を提示してください。
マイナンバーカードで便利に
マイナンバーカードのICチップをカードリーダーで読み取ること、自宅のパソコンで確定申告の手続きをしたり、マイナンバーを利用したりすることが出来ます。昨年11月13日（月）から本格的に開始したマイナンバーポータルでは、個人に合わせた自治体の情報やマイナンバーを含む自分の個人情報や行政機関などでやりとりされた履歴を確認することができます。

平成31年
5月31日
までご利用
いただけます



2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く 期間中に市県民税申告をお願いします

◆受付会場・開催日・時間◆

会場	開催日 (期間)		受付時間
市役所(本庁舎) 1階第1会議室	2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く		9:00～16:30
福田支所 3階大会議室	2月23日(金)	3月1日(木)	9:00～11:30 13:00～15:00
竜洋支所 2階会議室	2月20日(火)	3月2日(金)	
豊田支所 2階大会議室	2月21日(水)	2月27日(火)	
豊岡支所 3階第1会議室	2月22日(木)	2月28日(水)	

※支所会場は2日間のみ開催します。各会場とも大変混み合います。ご了承ください

★**磐田市役所および各支所では確定申告書の作成相談は実施しません**

◆市県民税申告の必要がない方

- ・確定申告書を税務署に提出する方
- ・給与支払報告書が、勤務先から市税課へ提出されている方

※平成29年中に所得がなかった方は、申告の義務はありませんが、所得に関する証明や各種申請手続きなどに必要な場合は申告してください

◆公的年金等の所得がある方

年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となります。ただし、所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができます。

※所得税の確定申告が不要の方でも、市県民税で医療費控除や生命保険料控除などを追加する場合には、市県民税の申告が必要となります

◆申告時の持ち物

- はんこ、筆記用具
- マイナンバー(個人番号)に関する書類
- 源泉徴収票(給与所得者、公的年金受給者)

● 事業所得(営業・農業など)、不動産所得

などの収支計算をしてある収支内訳書

● 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料

などの支払い額が確認できるもの

● 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料などの控除

証明書

● 寄附金の領収書(ふるさと納税ワ

ンストップ特例制度を利用している方であっても、申告する際は領収書が必要です)

● 障害者控除を受ける場合は、障害等級などが確認できるもの

● 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書または医療費などの領

収書(高額療養費の申請をする方は申請後に申告してください)。セルフメディケーション税制を選択する場合は、①対象医薬品を購入した際の領収書またはそれに基づく明細書

● 健康診断の結果通知表や予防接種

の領収書など

● 領収書などは平成29年1月1日～

12月31日の日付のもの



☎ 市税課(本庁舎1階)
0538-3714826
FAX 0538-3317715

◆所得税の確定申告

・会場は、文化振興センター(磐田税務署主催)です。市役所や支所会場では確定申告書の作成相談は実施しませんので、会場を間違えないよう気を付けてください

・開設時間は、午前9時～午後5時(受付終了時間は午後4時)です。会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります

・確定申告会場の状況などについて、文化振興センターへの問い合わせはお答えしかねますのでご遠慮ください

※確定申告の際にはマイナンバー(個人番号)が必要です

◆注意事項

・会場は大変混雑しますので、支払った医療費の合計や収支内訳書などは、あらかじめ計算をしてお越しください

・各会場では、職員と対面方式でパソコンを使って申告書を作成します。混雑時はお待ちいただくことがありますので、ご了承ください

申告には マイナンバーの 記載が必要です



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

●マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

●マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

①番号確認書類と②身元確認書類が必要です。

①番号確認書類

ご本人の番号を確認できる書類

通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです）

などのいずれか一つ

②身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳

などのいずれか一つ

自宅のパソコン で市県民税の 試算と申告書の 作成ができます



1月19日金から、市ホームページで市県民税の申告書作成・税額の試算ができるようになります。

①インターネットを利用し、市ホームページで給与や年金の源泉徴収票などを基に収入や控除などを入力すれば、市県民税申告書の作成・税額の試算ができます

②市ホームページで作成した市県民税申告書を印刷して、添付資料と一緒に郵送または市県民税の申告会場にお持ちいただくことで、申告を済ませることができます

証明書の発行について

未申告などにより課税資料がない場合、申告内容によっては証明書を即日発行できない場合があります。市県民税申告の必要がある方は、必ず期間内に申告をしてください。

ごみの減量と

リサイクルの推進にご協力を！

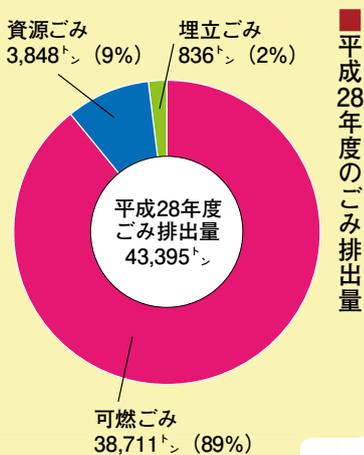
平成28年度のごみ排出状況

皆さんのご協力により、市内のごみ排出量は前年度から580ト減少し、4万3395トになりました。これは全国的にも少ない量です。しかし、全体の約9割を占める可燃ごみは、次の方法でさらに減らすことができます。



- ▼生ごみの水切り
- ▼食材を無駄なく使う
- ▼菓子箱などの雑がみを古紙（資源ごみ）に出す

引き続き、ごみの分別と減量にご理解とご協力をお願いします。



問）ごみ対策課（クリーンセンター内）

TEL 0538-3714812
FAX 0538-3619797

■分別のお願い

金属と別の素材が付いている物を捨てるときは、金属をリサイクルするため、**金物・小型電化製品**に出してください。

《例》

●プラスチック（可燃ごみ）と金属

【丁字かみそり】

本体部分はプラスチック（可燃ごみ）ですが、刃（金属）が付いているので**金物・小型電化製品**に出してください。



●ガラス（埋立ごみ）と金属

【鍋のふた】

ガラス（埋立ごみ）の周りと持ち手に金属が付いているので**金物・小型電化製品**に出してください。



■1人1日当たりのごみ排出量

平成28年度ごみの処理費用（収集

運搬費・処理費・施設運営費など）

約14億200万円

1人当たり換算すると

約8227円

ペットは愛情と責任を持って飼いましょう

◎環境課（西庁舎1階）

☎ 0538-3712702
 FAX 0538-3715565

動物が好きな方にとって、ペットは友人であり、家族であり、かけがえない存在です。一方、地域の中には動物が苦手であったり、アレルギーがあつたりと、ペットと触れ合うことができない方もいます。

ペットを飼う際には、お互いの立場や考えを理解し合い、マナーを守り、大切なペットが地域社会の一員として幸せな一生を送れるよう、責任を持って飼育しましょう。

犬を飼っている方へのお願い

▼犬を飼い始めたら、環境課または各支所市民生活課へ届けて鑑札の交付を受けてください。鑑札は迷子札の代わりにもなりますので、必ず首輪など身につけてあげましょう。

▼毎年1回、狂犬病の予防注射を接種して、注射済票の交付を受けましょう。

▼犬がいなくなったときは、環境課、磐田警察署（☎3710110）、県西部保健所（☎3712245）へ連絡してください。

▼散歩のときは、必ずリードを付けて、いつでも犬を制することができるようにしなす。また、フンは自宅

に持ち帰り、地域のルールに従って処分してください。

▼自宅では、鎖などでつなぐか、外に出ない高さの囲いをする、ケージに入れるなどしましょう。

▼無駄吠えをしないように、しつけをしましょう。

猫を飼っている方へのお願い

▼さまざまなトラブルを避けるため、室内で飼育しましょう。屋外は交通事故や他の猫とのケンカ、病気や寄生虫の感染、望まない妊娠など、猫にとって危険が溢れています。

▼子猫を希望しない場合は、早めに不妊・去勢手術を行いましょう。

▼発情に伴う問題行動を防ぎ、責任を持って飼える頭数を保つ意味もあります。

▼猫にとって快適なトイレを用意し、トイレのしつけをしましょう。他人の敷地でトイレをすることは、

ご近所トラブルの原因になります。首輪をつけ、飼い主の連絡先が分かる名札をつけてあげてください。迷子や交通事故に遭ったとき、すぐに飼い主に連絡できます。

住宅用の太陽光発電システムや蓄電池などを設置された方へ奨励金を支給しています

◎環境課（西庁舎1階）

☎ 0538-3714874
 FAX 0538-3715565

市では、温室効果ガス排出量の削減を図るため、新エネルギーおよび省エネルギー設備を導入する市民の方に対し、予算の範囲内において奨励金を支給しています。

平成29年度に対象設備を設置された方で、奨励金の申請をされていない方をお早めに手続きをお願いします。

支給対象

市内居住者が市内に所有する住宅に、新エネルギー設備または省エネルギー設備を導入した経費

支給条件

市税の滞納がないこと

受付

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日は受け付けていません

申し込み

支給申請書（ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接、環境課へ

※郵送や各支所では受け付けできませんのでご注意ください

その他

・1世帯に付き対象設備それぞれ1基が限度です。

・この奨励金は本年度の予算内で支給するものです。受け付けた申請額の合計が予算の上限に達した時点で受け付けは終了します。予算残額は、ホームページで確認できます。

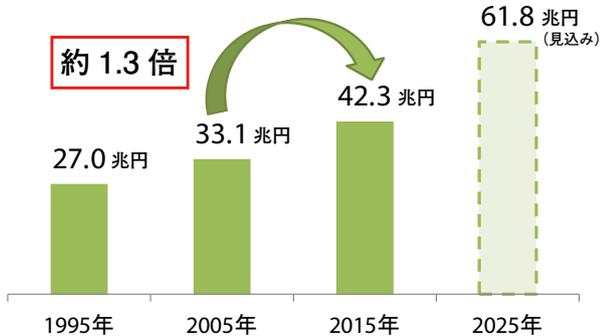
対象設備と支給金額

設置機器	規 格	支給金額
住宅用太陽光発電システム	最大出力が10kW未満で住宅の屋根などに設置し、発電した電気を自家使用し、余剰電力を売電するシステム	20,000円
家庭用蓄電池	充電することで蓄えられた電気を分電盤を通して住宅の内部で用いる蓄電池	10,000円
住宅用太陽熱利用システム	住宅の屋根などへ設置した集熱器で太陽熱エネルギーを集めて、給湯、冷暖房に利用するシステム（太陽熱温水器など）	
家庭用コージェネレーションシステム 付属給湯器	家庭用コージェネレーションシステムに付属する貯湯ユニットが組み込まれた給湯器（エネファーム、エコウィル）	

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

☎国保年金課（本庁舎 1 階） ☎ 0538-37-4833 FAX 0538-37-4723

（図 1）日本の国民医療費 10 年ごとの推移（厚生労働省）



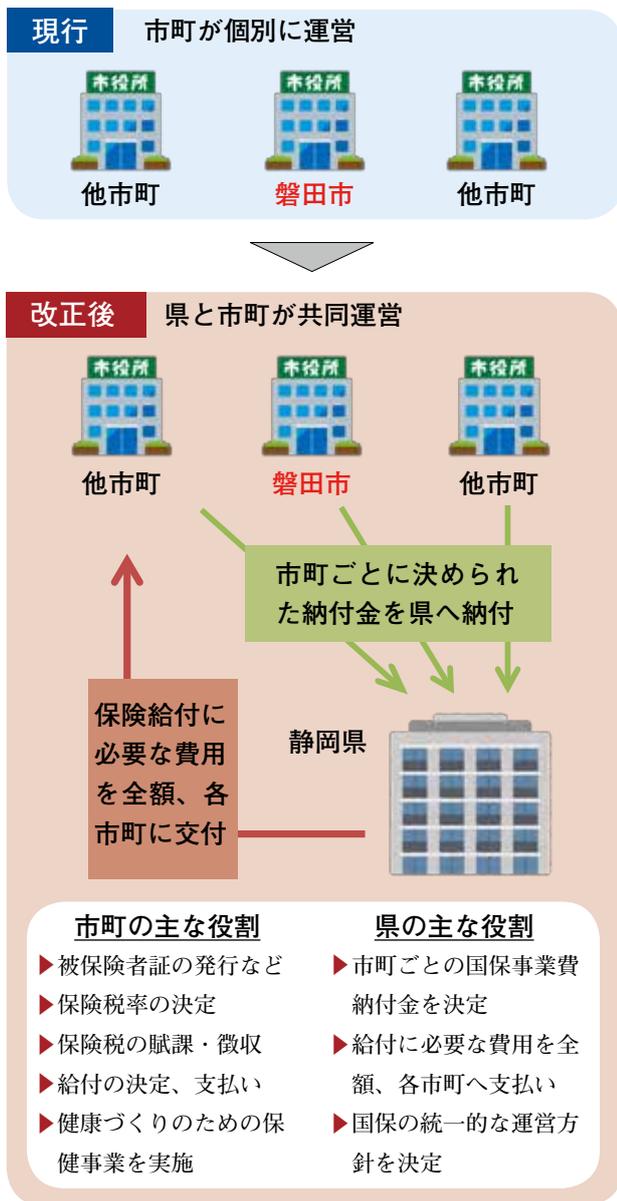
制度改正の背景

日本の国民医療費は、この10年間で約1・3倍となり、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には総額61・8兆円に上ると予想されます（図1）。全ての国民が何らかの公的医療保険に加入する「国民皆保険」を支えてきた国民健康保険（国保）制度は、増加する医療費によって、財政的に厳しい状況が続いています。

国保が抱える課題

国保には自営業の方や会社を退職された方などが加入し

〈国保制度の現行と改正後の役割〉



- ① 国保加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ② 所得の低い方の割合が高いため、被保険者の保険税負担が重い
- ③ 財政基盤が弱い市町では国保制度の運営が困難

県と市町の共同運営へ

このような課題の中、将来にわたって国保制度を守り続けるために、平成30年4月から県と市町が国保運営を共同

改正による変更点

▼被保険者証などの様式変更
主な変更点は次の2点です。
平成30年度の一斉更新から県名が記載された新しい様式

で担います。財政規模が大きくなることで国保の運営を安定的に行うことができるとのメリットがあります。県は財政運営の責任主体となつて制度の安定化を図り、市は引き続き安定した制度運営を行うとともに、医療費抑制のために被保険者の健康づくりなどを推進します。

高額療養費の多数回該当が県単位で通算可能に

国保の財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方は変わりません。また被保険者証の発行や保険税の納付、保険給付の申請など、各種届出の窓口はこれまでどおり市国保年金課へお願いします。

に変更する予定です。
平成30年4月以降に県内転居をする場合に「転居前と同世帯」など一定の要件を満たせば、高額療養費の該当回数を通算されるようになります。